

平成22年11月30日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
前田製管株式会社	国土交通大臣許可 (特-18)第213号	前田 直之	山形県酒田市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

平成22年12月15日から平成22年12月29日までの15日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

3. 処分理由

前田製管株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年4月1日以降、関東地方整備局及び福島県が一般競争等の入札の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事において、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

これが改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年9月21日に審決を受け、当該審決が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局

電話 022(225)2171(代表)

建政部

計画・建設産業課長

計画・建設産業課 建設専門官

樋口

かしわざき

柏崎

まなぶ

学

いくお

郁夫

(内線6121)

(内線6142)

<参 考>

建設業法(抄)(昭和24年5月24日法律第100号)

(指示及び営業の停止)

第28条

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。))第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。第4項において同じ。)、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。))第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示ができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四 建設業者が第22条の規定に違反したとき。

五 第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

六 建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。

2 (省略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4~7(省略)